



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所

弁護士 中馬 康貴
(兵庫県弁護士会所属)



第133回 サルベージ条項とは

1 サルベージ条項とは？

「サルベージ条項」をご存知でしょうか。

「サルベージ」には、一般に「沈没、転覆等した船の引き揚げ等の作業」という意味がありますが、なぜ「サルベージ条項」なのでしょうか。

以下の条項例をご覧ください。

当社は、法律で許容される範囲において、使用者に対して、あらゆる特別損害、間接損害、懲罰的賠償、派生的損害その他これらに準ずるものについて、一切責任を負わないものとします。

消費者との間で締結される契約書や利用規約に上記の条項が規定されている場合、仮に「法律で許容される範囲において」という文言がなければ、事業者の賠償責任の全部を免除することになりますから、本来は消費者契約法8条1項により無効となります。しかし、これに「法律で許容される範囲において」の文言を加えることによって、条項の効力を消費者契約法によって無効とされない範囲に限定し、消費者契約法違反を回避しているのです。

無効となった条項を沈没した船になぞらえ、それを救済する（引き揚げる）という意味で「サルベージ条項」と名付けられているわけです。

しかし、サルベージ条項は、「法律で許容される範囲において」という曖昧な文言を含むがゆえに、消費者による権利行使が抑制されたり、仮に消費者が無効主張するとしても不安定な地位に立たれたりすることが問題視されてきました。

2 令和4年改正消費者契約法

そこで、本年6月1日に改正された消費者契約法において（令和5年6月1日から施行）、サルベージ条項の無効規定が改正項目の一つとして設けられました。

具体的には、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項のうち、当該条項が事業者の重大な過失を除く過失にのみ適用されること（軽過失のみを対象としていること）を明らかにしていない条項は無効となることが規定されました（改正法8条3項）。

この改正法の規定に該当した場合、当該条項自体が無効となるので、本来であれば消費者契約法上認められている「軽過失の場合における事業者的一部免責」の効果も得られません。

3 施行日に向けた対応

上述のとおり、改正法が令和5年6月1日から施行されます。

特に利用規約の場合は、他社事例を参考に利用規約を作成することにより、意図せずサルベージ条項が含まれている可能性もありますので、施行日までに自社の契約書や運営するサービスの利用規約中にサルベージ条項が含まれていないかどうか、確認しておくべきです。

そして、仮にサルベージ条項が含まれていた場合には、「『軽過失の場合に限り』事業者の損害賠償義務が『一部』免責されること」を明確にする必要があります。